

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 9 月 30 日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第 60 号

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年大和市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項第 1 号中「に基づく」を「の規定による」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条第 4 項ただし書中「に基づく」を「の規定による」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。